

# 同和問題

「あの人は同和地区出身だから…。」などと言われて結婚や就職等を妨げられたり、差別発言、差別落書きがされるなどの事案が依然として存在しています。

私たち一人ひとりが、同和問題について理解と認識を深め差別意識を解消することが大切です。

## 同和問題ってなに？

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

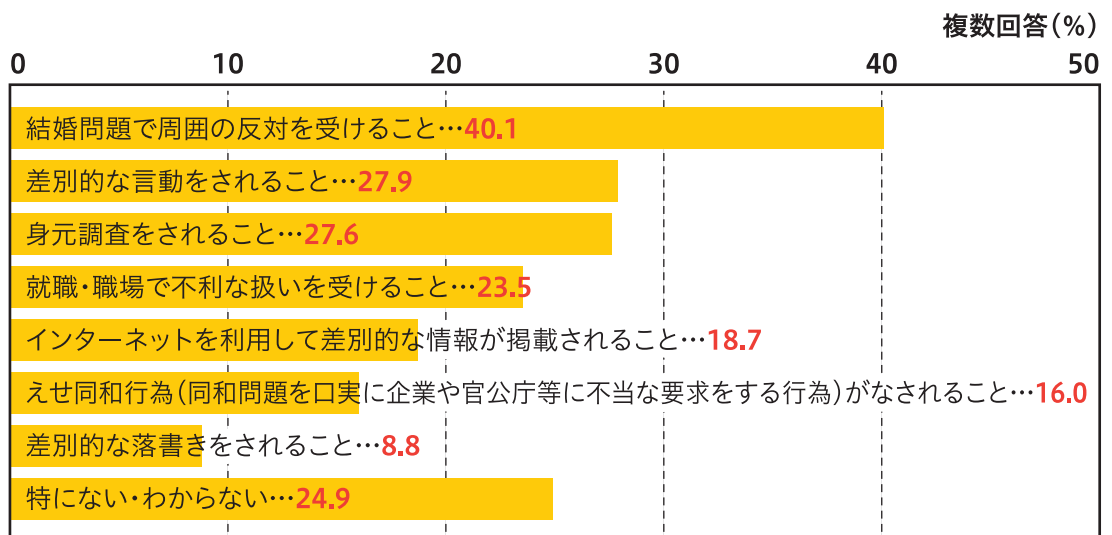
## 同和問題の現状

この問題の解決を図るため、昭和44(1969)年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行った結果、同和地区の生活環境の改善等、おおむねその目的は達成できる状況になりました。

しかしながら、結婚や就職等における差別、差別発言、差別落書きなどの事案は依然として存在し続けているのが現状です。こうした現状の中、平成28(2016)年には部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別解消推進法」が施行されました。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとして指摘するなどの事案も発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されないものです。

### ●同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

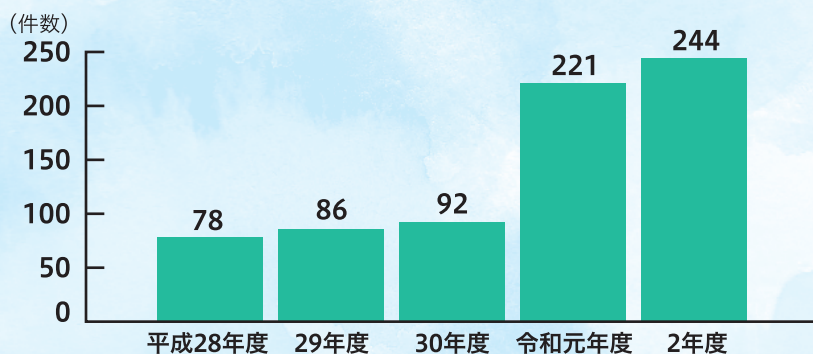


資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年)

## ～同和問題に関する人権<sup>しんぼんじけん</sup>侵犯<sup>びん</sup>事件<sup>じけん</sup>～

法務省<sup>ほうむしやう</sup>の人権擁護<sup>ようご</sup>機関<sup>きかん</sup>では、人権侵害<sup>しんがい</sup>の疑い<sup>うたが</sup>のある事案<sup>じあん</sup>を認知<sup>にんち</sup>した場合には、人権侵犯<sup>びん</sup>事件<sup>じけん</sup>として調査<sup>ちやうさ</sup>を行い、事案<sup>じあん</sup>に応じた適切な措置<sup>おうちょう</sup>を講じています。

### ◆同和問題に関する人権<sup>しん</sup>侵犯<sup>ききゆう</sup>事件<sup>さいてつ</sup>の新規<sup>かい</sup>救済<sup>しけん</sup>手続<sup>すう</sup>開始<sup>かい</sup>件数<sup>けんすう</sup>



令和3(2021)年度版「人権の擁護」(法務省人権関係広報資料)から引用

(例) 同和地区出身であることを理由<sup>りゆう</sup>として交際相手<sup>こうさいあいて</sup>の両親<sup>りやうしん</sup>から結婚<sup>けいこん</sup>を反対<sup>はんたい</sup>されたとの申告<sup>しんこく</sup>を受け調査を開始した事案。

調査の結果、そうした事実<sup>じじつ</sup>が認められたことから、法務局は交際相手<sup>きやく</sup>の両親<sup>けいはつ</sup>に対し、啓発資料<sup>けいはつしりよう</sup>を用いて同和問題に関する理解<sup>りかい</sup>を深めるように働きかけ、また、同和地区出身であることを理由<sup>りゆう</sup>に結婚<sup>けいこん</sup>に反対<sup>はんたい</sup>する発言<sup>はつげん</sup>は不当な差別<sup>さべつ</sup>であり、申告者<sup>しや</sup>の人格<sup>じんかく</sup>を傷つける人権侵害<sup>びん</sup>事件<sup>じけん</sup>であるとして、今後<sup>こんご</sup>は同和問題に対する理解<sup>りかい</sup>を深めるように説示<sup>せつじ</sup>しました。

(法務省ホームページ<sup>ほうふすい</sup>から抜粋)

## 同和問題<sup>む</sup>の解決<sup>けつげつ</sup>に向けて

同和問題を解決<sup>けつげつ</sup>するためには、私たち自身<sup>じしん</sup>が自分<sup>じぶん</sup>にも関係<sup>かんけい</sup>がある問題<sup>む</sup>として向き合<sup>あ</sup>っていくことが大切です。

私たち一人ひとりが、周り<sup>まわ</sup>に合わせて態度<sup>たいど</sup>を決<sup>き</sup>めるのではなく、同和問題を理解<sup>りかい</sup>し、「差別<sup>さべつ</sup>しない、差別<sup>さべつ</sup>を許さない」という認識<sup>にんしき</sup>をもって行動<sup>こうどう</sup>することが大切です。



どう わ もん だい

# 同和問題

## 身元調査は、「しない! 依頼しない! 協力しない!」

身元調査とは、結婚や就職などの際に、生まれ、国籍、家がらなどの本人に関する情報を、本人の知らないところで、本人に分からないように、戸籍や住民票を取ったり、近所の人などに聞き合わせたりして、調べることをいいます。

## なくそう、住民票の写しなどの不正取得: 本人通知制度

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本などの不正取得により、個人の人権が侵害されることがや犯罪などに悪用されることを防止・抑止するため、市町が代理人や第三者に証明書を交付したとき、その事実を本人に知らせる制度です。

広島県内では13市町が導入しており、事前に登録が必要なものは、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、東広島市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町、登録が不要なのは大崎上島町です(令和3(2021)年6月現在)。

## 公正な採用選考

採用選考に当たって、本人の適性や能力に関係ない事項で採否を決めることは、重大な人権侵害です。

応募者の基本的人権を尊重し、本籍や出生地、家族の職業や収入、家族構成、生活環境などその人の適性・能力とは関係のないことを書類に書かせたり、面接で尋ねることのないよう十分に配慮し、公正な採用選考を行うことが必要です。

## えせ同和行為の排除

同和問題の解決を阻む大きな要因となっているものに、いわゆるえせ同和行為の横行があります。

これは、同和問題を口実として企業、行政機関などに不当に圧力をかけて、高額の書籍を売りつけるなどの行為を指します。

えせ同和行為に対しては、関係行政機関などと密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが必要です。

## 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28(2016)年12月に公布・施行されました。

この法律は、部落差別解消のために国や地方公共団体の果たすべき責務を明らかにし、相談体制の充実を図ることや、必要な教育・啓発活動を行うことを要請しています。

